

翻 訳

『ハンブルク市の市民協定（1410年）』

稲 元 格

1. はじめに
2. 1410年の「最初の協定（der Erste Rezeß）」
3. 史料について
4. 1410年の市民協定（邦訳）
5. 1410年の市民協定（原文）

1. はじめに

ハンブルク史を紐解くと、1410年の最初の Rezeß を端緒として、19世紀に入るまでの約400年の間に、ほとんど途切れことなく繰り返しこの Rezeß と呼ばれる規定が登場する⁽¹⁾。Rezeß は、基本的に、市内で市民間に何らかの紛争が発生した際に、その解決のために市参事会と市民の代表—しばしば市民委員会（Bürgerausschuß）と呼称される—との間で締結された取り決めである。Rezeß に定訳はないから、訳者は、とりあえず、これに「協定」または「市民協定（Bürgerrezeß）」という訳語を当てている⁽²⁾。他の

-
- (1) 拙稿「中世都市ハンブルクの市民協定」（『近畿大学法学』、第60巻第1号）。なお、Rezeß という用語は、ハンブルク市を含むハンザ都市の全体総会であるハンザ総会（Hansetag）での決議（Beschuß）についても使用されている。「取り決め」であるという意味では本稿の Rezeß と同義である。ただし、本稿では、Rezeß を、このハンザ決議を含めて検討してはいない。
 - (2) ハンブルク史についての用語事典では、これは「市参事会と市民の間で締結された法律の効力をもった一般的な決定（Beschuß）」と説明されている。Beate Hennig und Jürgen Meier (hrsg.), Hamburgisches Wörterbuch, Dritter Bd., Neumünster 2004, p.1014-1015.

ドイツ都市でも同様の市民協定は登場するのだろうか、を旧稿において少し検討してみた。結論的に言えば、他の都市でも市民間での紛争の後に市民協定が締結されたことはあったが、その多くは散発的であり、その効力の継続性も欠けていた、と言わざるをえないというものであった。ハンブルクのように市民協定が頻繁に締結され、その実質的な効力も継続したドイツ中世都市を、訳者は未だ見出してはいない⁽³⁾。

ハンブルクにおいて締結された市民協定の中でも、画期的で、その後のハンブルク市政に大きな影響を与えたのは、上記の1410年の「最初の協定 (der Erste Rezeß)」, 1529年の「長い協定 (der Lange Rezeß)」および1712年の「主要協定 (der Hauptrezeß)」の三つではないかと訳者は考えているが、他にも法制史的に見て、同様に重要な市民協定が今後見出されるかもしれない。いずれにせよ、このようなハンブルク市の市民協定は何故に生じたのであろうか。それらの成立の要因を探っていこう、というのが本研究の趣旨でもある。

ところで、この市民協定は、都市君主から授与された特権ではなく、またはその法命令でもなく、市参事会と市民の代表との間で締結されているから、これはまさに中世都市法、すなわち自治制定法 (Willkür) の一つということになる。しかも、これは市民と市参事会の間での対立・抗争の後に取り決められていることが多く、また、その抗争 (騒擾) 後の都市の統治についての基本原則が、そして少なからず市民の人権も含まれていることもある。例えば、ボラント (Jürgen Bolland) が、「市参事会はそれとともに本質的な市民の基本権を認めたのであるから、1410年の市民協定はマグナ・カルタ (Magna Charta) と呼びうる」と述べたのも、まさにそれを言い当てていたからであろう⁽⁴⁾。しかし、それにもかかわらず、筆

(3) 註(1)の拙稿, 209—219頁。

(4) J. Bolland, Senat und Bürgerschaft, Über das Verhältnis zwischen Bürger ↗

者の管見する限り、これらの市民協定に対する学問的な関心は現在でも高くはない。

例えば、ハンブルク法に大きな影響を与えたリュウベック法について詳細に検討したW・エーベルも、438頁にも及ぶ彼の名著『リュウベック法 I』において、専ら市参事会によって決定され市民集会で告示される都市法にのみ言及し、この市民協定—Bürgerrezeßではなく Bürgerverträgeと表記されている—についてはほんの6行を割いているにすぎない⁽⁵⁾。その内容も、既に本稿で記述していることと大差はない。おそらく、リュウベックにおいて市参事会と市民の間で対立や騒擾が生じた後に両者の間で市民協定が締結されたとしても、それは、市参事会の権力が極めて強力であったために、17世紀に入るまでは（1665年の Kassarezeßおよび1669年の一皇帝の使節の介入もあって成立した一市民協定を除いて⁽⁶⁾）常に一時的な、または短期間の効力をもったにすぎなかったから、ということなのであろう。

リュウベックのみならず、その他のドイツ中世都市における市参事会と市民の間の対立や抗争に論及した歴史的な研究は少なくはないが、その決着時に締結された市民協定（またはこれに類する文書）が十分言及されることはなかったように見える⁽⁷⁾。その責任の一端を一読者も含めて一法制史研究者が負っていることはまちがいない。上述のように頻繁に市民協定が登場するハンブルクは、経済史等の学問分野とは対照的に、法史学では、

und Stadtre Regiment im alten Hamburg, in Verein für Hamburgische Geschichte (hrsg.), Vorträge und Aufsätze, Hamburg 1954 (Neudruck 1977), S.18.

(5) Wilhelm Ebel, Lübisches Recht I, Lübeck 1971, S.221.

(6) Antjekathrin Graßmann (hrsg.), Lübeckische Geschichte, Lübeck 1988, S.454-461.

(7) 例えば、ケルンについての林毅氏、フランクフルト・アム・マインについての小倉欣一氏の研究。前掲の拙稿、214頁以下。

その主たる研究対象とは見なされていなかった、とでも言うべきなのであろう。

しかし、ハンブルクの市民協定の法史的な意義を理解し、これを積極的に論じてきた歴史研究者も少なからずいる。その一人が歴史研究者ポステル (Rainer Postel) である。彼は、その論文「Stadtrecht, Burspraken および市民協定」⁽⁸⁾の中で、市民協定とその他の中世都市法との法的な関係を的確に整理している。彼はハンブルクの中世都市法—いわゆる自治制定法 (Willkür) に当たるのであろう—を、基本的に、その表題にも示されている通り、Stadtrecht, Burspraken および市民協定、に区分する⁽⁹⁾。最初の Stadtrecht⁽¹⁰⁾ は1270年の Ordeelbook に収録された民事・刑事法全般に及ぶ法である。二番目の Burspraken とは、本来は市民集会を意味したが、間もなくそこで読み上げられるようになった日常生活に関する法令のことを意味する。最後の市民協定は「通常の市参事会および市民の決議とは、そのより大きな規模、並びに、それが—いずれにせよ最初に—市内における公然たる争いを終了させ、それとともに政治的・法的により大きな重みを有したことによって、区別される」⁽¹¹⁾とする。「通常の市参事会および市民の決議」とは Stadtrecht および Burspraken を意味するのであろう。ポステルは、その論文の副題「旧ハンブルクの憲法的な発展の要因」にも掲げているように、訳者には、彼は市民協定に憲法的な性格を見ようとしているように思われる。

(8) R. Postel, Stadtrecht-Burspraken-Rezesse, Elemente der Verfassungsentwicklung im alten Hamburg, in Jan Albers (etc.) (hrsg.), Recht und Juristen in Hamburg, Köln 1994, S.25-40.

(9) *ibid.*, S.25. 彼はこの他にも手工業者組合の規約も挙げている。

(10) これは、直訳すれば、都市法となるが、後者よりも狭い意味で使用されていると思う。

(11) *ibid.*, S.30. ただし、この、法の三種類の区分およびそれぞれの境界が首尾一貫しているものではないことも指摘してはいる (S.25.)。

ハンブルクの1410年の市民協定に、既に近代的な憲法的な特徴—基本的
人権と国民主権—を、不完全ではあれ、読み取ることができ、これが1529
年の市民協定、1712年の市民協定を経て、少なくとも制度的な枠組みとし
て、1859年のハンブルク市憲法、1921年のハンブルク市憲法、1952年の現
行ハンブルク市憲法—人権規定はなく統治機構のみ—へと連綿と維持され
ていたのかもしれないとすれば、市民協定を法史的な研究の対象にして
みたいと思っても不思議ではないはずである。中世都市法研究の多くが、
近世までの展開を追跡しつつも、近代以降の都市法のとの関連性をほとん
ど考察の対象としなかったのは、その研究の出発点に、中世都市法が極め
て特殊中世的な法現象であり、近代法と直結させてはならない、という思
い込みがあったからではなかろうか。過去は次の時代にその意味をすべて
失うのではなく、なお後者の中でも生き続ける。従って、後者にとって極
めて特徴的なものが実は既に前の時代に—「萌芽」または「基本的枠組み」
として、ではあっても—存在していたかもしれないのである。そのような
ことがあれば、実はそれは時代を超えた普遍的な制度であるとも言える。
中世都市法に近代法と類似するものを見ようとするを、それは19世紀
的な時代錯誤的な見方であると切り捨てる前に、実際の法史料を読み返し
てみる必要があるのではなかろうか。無論、中世都市ハンブルクの市民自
治と近・現代の統治や自治を全く同質と捉えている訳ではない。その担い
手である市民の実像は同じものではなく、両者の間に質的な違いがあるこ
とも認識している。これは上述のマグナ・カルタにも当てはまるであろう。

ハンブルクのように、市民協定を成立させた都市も他にあったのかもしれ
ないが、これは今後の検討課題の一つとしておきたい。本稿では、その
解明の第1歩として、ハンブルクの最初の市民協定（1410年）の内容を紹介
する。以下においては、この市民協定が成立するに至った諸要因を明ら
かにし、そしてその内容と意義、引き続いて史料の現況を記述し、最後に

拙訳およびそのドイツ語—活字体に読み易く書き直した—原文を付けることにしよう。

2. 1410年の「最初の協定 (der Erste Rezeß)」

(1) 原因

この市民協定の成立の直接的な契機は、市民を市参事会が不当に逮捕した事件—ここではハイネ＝ブランド事件と呼ぶ—である。この事件については、この市民協定の冒頭部分に、その記述がある。

ハンブルク市民ハイネ＝ブランド (Heine Brandes) は、ハンブルク近郊の諸侯であるヨーハン＝ザクセン侯 (de Dorchlichtige Forst Hertog Johan von Saßen)^⑫ に一定の金額—その額は不明—を貸し付けていた。後者は、その金額の返還またはその利息の支払いを滞っていたのであろうか。1410年6月、ヨーハン侯がハンブルク市に—市参事会から安全通行の許可を得て—到来した折、ハイネ＝ブランドは、路上で、侯に、その返済または支払いを請求した。その請求は侯にとっては自分を侮辱するものと

⑫ この人物は、一般的には、ヨーハン3世ザクセン—ラウエンブルク侯であるとされる。しかし1410年当時のザクセン—ラウエンブルク侯はエーリッヒ (Erich) 4世 (在位1354—1411年) である。その次も彼の息子エーリッヒ5世であり、ヨーハンではない。エーリッヒらがヨーハンという異称も持っていたのであれば、この親子のいずれかとなるのであろうが、これも余り考えられない。註④9で挙げる U. Wacker は、この人物は Johann von Lüneburg である、としているが、その根拠は挙げられていない。この当時のブラウンシュヴァイク—リューネブルク侯はハインリッヒ (Heinrich) 1世 (在位1388—1416年) であるから、彼がヨーハンであったとも思えない。結局、訳者は、Johann von Sachsen が正確には誰であったのか未だ確認できないでいる。本訳では、とりあえずヨーハン＝ザクセン侯とそのまましておく。なお、前者のザクセン—ラウエンブルク家の財政的な窮状については、筆者もリューベック市—同時にハンブルク市—の領域政策を論じた際に言及したことがある。拙稿「中世都市リューベックの領域政策研究序説」、『法制史研究』第32号、1982年、所収。

思われたらしい。侯は、その場で対応せず、再び自分の領邦に帰還した後、ハンブルク市参事会に対して2度にわたってハイネ＝ブラントの懲罰を求めてきた。市参事会はこれを受けてハイネ＝ブラントを市参事会庁舎に呼び出した。それは正規の裁判というものではなかったようであるが、侯の訴えに沿った証言をする証人もおり、市参事会は彼を市の塔に留置した。このような手続は一別の史料⁽¹³⁾ によるが—1404年に市参事会が市民に約束した「いかなる市民も判決なしに没収されない」という特権に (Privilegio) 反するものであった⁽¹⁴⁾。そこで、市民は彼らの代表60人を選び、後者がハイネ＝ブラントの留置について市参事会と交渉することになった⁽¹⁵⁾。彼はおそらくこの時点で釈放されたと思われる。60人は、この事件を再度審査し、その結果、市参事会が挙げた4人の証人が市民ではないから、これではハイネ＝ブラントの有罪を立証するには十分ではない、従って彼の逮捕留置も不当である、と判定した。

本筋から少し外れるのであるが、この裁判手続について説明しておこう。1270年のハンブルク都市法 (I.18 des Stadtrechts v.J.1270) においても確認されるように、ハンブルク市民でなければ裁判では証人とはなりえない、という法慣習がハンブルクにはあった。おそらく、これは、ハンブルク市民が被告である場合に、彼を承服させるためには、証人もまたハンブルク市民でなければならないということも意味していたのであろう。ところが、このハイネ＝ブラント事件では、証人の人数は4人であり、数としては一般的には2人の場合が多い—十分ではあるものの彼等証人はハンブルク

(13) Nachtrag zum neuen Abdrucke der vier Haupt=Grundgesetze der Hamburgischen Verfassung, Hamburg 1825, S.9-10. なお、同書には著者（编者）名が記載されていない。

(14) 訳者は未だこの史料を確認してはいない。

(15) その選出がどのように行われたのかは、不明である。我々が理解するような選挙ではなかった可能性もある。

市民ではなかったらしい⁽¹⁶⁾。それにもかかわらず、市参事会は、被告ハイネ＝ブランドに弁明の機会を与えることなく、彼を市の塔へと送致したのである。ここでいう弁明とは、原告がその訴え内容を証人によって立証できなかつたのであるから、被告にその雪冤誓約が許される、ということになる。彼からその機会が奪われたのであるから、ハイネ＝ブランドの留置は市民には市参事会による、言わば、不当逮捕および職権濫用ということになる。

話を元に戻そう。その後の具体的な処理は、この60人委員会に委ねられることになったが、これについての記述は市民協定にはない。おそらくハイネ＝ブランドは正式に無罪放免となったと考えてよいであろう。ヨーハン＝ザクセン侯の債務問題がその後どうなったのかは不明である。さらに、60人委員会は、この機会を利用して、これまで市参事会と市民との間でくすぶっていた争いも解決すべく、市参事会庁舎において、市参事会の間で協定を結ぶことになった（8月）。

以上が市民協定の主たる原因となったハイネ＝ブランド事件であるが、この市民協定の、いわば間接的な契機、または社会的な要因も存在することは、以上の記述からも容易に推測しうる。それは、それ以前から市民の間に蓄積されていた市参事会の統治に対する彼らの不満である。これは、その他の様々な史料からも読み取れる。

60人委員会について社会経済史的な観点から分析したのは斯波照雄教授である。教授の論稿「ハンブルクにおける1410年の市民抗争について」は、市民のこの不満を解明している⁽¹⁷⁾。ただし、残念ながら、ここでは、1410

(16) 後述の「4. 1410年の市民協定（邦訳）」において、再度言及する。

(17) 寺尾誠編『温故知新—歴史・思想・社会論集—』（慶応通信 平成2年），所収。この作品は1997年に上梓された『中世ハンザ都市の研究—ドイツ中世都市の社会経済構造と商業—』（勁草書房）にも加筆修正のうえ再録されている。なお、斯波氏には14世紀の市民抗争についての論稿もある。「ハンブルクにおける」

年の市民協定の内容についての言及があるものの、市民協定そのものは論じられてはいない⁽⁸⁾。氏は、バウム（Hans-Peter Baum）の研究によりつつ、60人委員会が「商人、ファーラー（交易商人団とでも訳すべきであろうか—訳者）、呉服仕立て商18名、ビール輸出業者—ビール醸造輸出業者のうちビール輸出を主業務とする者—21名、その他21名より成」⁽⁹⁾り、「少なくとも2/3近くは商業従事者によって占められていた」⁽¹⁰⁾とされる。そして市参事会は「長期在住の老練な有力者を中核として仲介貿易を行う遠隔地商人によって占められ、60人委員会構成員は、商人、ファーラー、呉服仕立て業者を含め社会的上層中の中堅の、おそらくは若手の者たちが中心ではなかったか」⁽¹¹⁾と推測される。従って、市参事会による「独断的市政運営」⁽¹²⁾に対して、未だ市参事会員とはなりえなかった新興商人層がこの市民抗争を主導したとされるのである。そうであるとすると、市参事会員が彼等の要求に譲歩し、さらには彼等を市参事会に受け入れるのであれば、市参事会にとってこの市民抗争を收拾することは不可能ではないということにもなる。これもまた市民協定の締結の要因の一つなのであろう。

さらにその外的要因として、ハンブルク市がドイツ・ハンザの一員であったこと、そして、この市民協定にも明記されているように、その首長であるリューベック市における市民抗争が大きな影響を与えていたこと、も指摘する必要がある。

↘1376年の市民抗争について」（『三田学会雑誌』、84巻2号、1991年7月）、と「中世末期から近世の都市ハンブルクの経済発展と財政基盤」（『商学論争』、第51巻3・4号、2010年6月）である。

(8) 斯波照雄『中世ハンザ都市の研究—ドイツ中世都市の社会経済構造と商業—』、110頁。

(9) 斯波、前掲書、111—113頁。

(10) 斯波、前掲書、113頁。

(11) 斯波、前掲書、115頁。

(12) 斯波、前掲書、118頁。

このリューベックの市民抗争の原因について、高橋理氏が、その著『ハンザ「同盟」の歴史』（創元社、2013年）の中で簡潔に記述されている。それによれば、1370年、ドイツ・ハンザはデンマークとの間でシュトラールズント条約を締結し、その絶頂期を迎えたが、リューベックでは1375年に増税が実施されると1377年には手工業者による反対闘争が勃発した。この「市民闘争」²³⁾は1380年に市参事会によって抑えこまれ、84年にも食肉商による蜂起が市参事会によって未然に弾圧された。しかし、15世紀に入り、「1403年に市の財政難から再び増税」²⁴⁾が市参事会によって決定されると、市民は60人委員会—ハンブルク市民もこれを真似たと言ってよい—を組織し、後者が市参事会と交渉することになったのである。

従って、高橋氏によれば、市の財政悪化が市民闘争の主要な原因の一つであり、市参事会が市民の要求に耳を傾けず、これを一貫して抑え込んだ、というのがリューベック市の特色ということになる。これは明らかにハンブルク市参事会の対応とは異なる。14世紀のリューベック市参事会のこのような姿勢が、やがて、市民からのもっと強力な反発を招くであろう、ということも容易に想像できる。それが、60人委員会の創設へと繋がっていったのである。

リューベック市の1408—16年の市民闘争については、『リューベック史』の第1巻に詳細に記述されている。これによれば、60人委員会は、34人の商人、3人の醸造業者、13人の手工業者、職業が不明の10人から構成されている。つまり、市参事会員ではない富裕な商人がこの委員会の中核を担っていたという訳である。1406年、この60人委員会は市参事会の主要な役職者（Kämmerei, Wettherren, Weinkellerherren）に、委員会からそれ

²³⁾ 高橋氏は市民抗争ではなく市民闘争と表記されているが、この市民闘争と斯波氏の市民抗争の間に実質的な意味上の違いはないと思われる。

²⁴⁾ 高橋理『ハンザ「同盟」の歴史』、217頁。

ぞれ2人のメンバーを補佐人として付けることを求め、それが拒否されると、さらに市参事会の自己補充選挙制度の変更を要求した。1408年1月、12人の市参事会員が辞職した後、その12人を市民から選ぶことを市民が求め、これが市参事会によって拒否されると、ついには市民闘争が勃発した。4月末までに、4人の市長を含む15人の市参事会員がリュウベックを離れた。この退避は市参事会員が恐怖したからとも、あるいは市参事会員は実はこの退避によって市の統治を麻痺させようとしたためであったとも、されている。8人の市参事会員がなお残っていたが、この退避によって裕福な上層市民によって独占される市参事会体制は崩壊した。翌5月、市民たちは新たに12人の市参事会員を彼らの中から選び、その12人の新市参事会員が残りの12人を選ぶことになった。これがリュウベック市民の「新市参事会（der neue Rat）」と呼ばれる体制であり、これは、後述するように、ハンブルクの1410年の市民協定においても言及されている。リュウベックを退去した「旧市参事会（der alte Rat）」と呼称される一市参事会員はメルン（Mölln）市、そしてハンブルクへと避難しつつ、彼ら権力を取り戻すための外交努力を継続した。一方、同様の市民委員会と新市参事会体制は、他のハンザ都市ロストック（Rostock）市やヴィスマール（Wimar）市へも伝播していった。1410年、ハンブルクでも60人委員会が組織されると、リュウベックの旧市参事会の構成員たちは、ここからさらにリュウネブルク（Lüneburg）市へと移動した。

リュウベックの新旧市参事会の間で政治的な駆け引きがその後も繰り返されたが、1411年、皇帝位についたジギスムント（在位1410—37年）が、基本的に、旧市参事会を支持すると、新市参事会側は次第に弱体化し、1416年、旧来の市参事会体制が復活した。新市参事会の指導者には死刑判決も下されたようである。リュウベックはハンブルクとは異なり、再び裕福で閉鎖的な上層市民層によって統治されることになり、中層以下の市民

は再びその市政から排除されることになった²⁵⁾。

(2) 協定内容の概要

「最初の協定」と呼ばれる、このハンブルクの1410年の市民協定は全部で20条からなる。以下において、その内容を要約しよう。なお [] 内は訳者の加えたコメントである。

第1条：市民が非難されることがあれば、その市民は市参事会または裁判所での裁判を受けることができる。ただし、殺人、傷害または窃盗事件を除く。

[これはハイネ＝ブラント事件を受けての規定であろう。]

第2条：リューベック市の旧市参事会の関係者にハンブルクの特権や法を享受させるべきではない。

[これは、1408年に登場したリューベックの新市参事会への連帯をハンブルク市参事会に求めるものである。]

第3条：リューベック市の新市参事会およびリューベック市と友愛を結び、そしてリューベックの市参事会および市民に、必要な財産を引き渡すべきである。

[第2条と同様である。]

第4条：リューベック市の新市参事会に、他のハンザ都市と協調して安全通行を許し、これを遵守すべきである。

[以上の3ヶ条はリューベックの新市参事会を支援する規定である。]

²⁵⁾ 以上の1408—16年の市民闘争について、註(6)の Lübeckische Geschichte, S.251—258.

第5条：市参事会は醸造業者とともに、良質のビールが醸造されるよう、
最善の方法で注意し、そして、醸造業者以外の誰もはや醸造してはな
らないように、すべきである。

[これは60人委員会の中でビール醸造業者が主要な地位を占めていたか
らであろうか⁽⁶⁶⁾。]

第6条：市参事会が戦争を開始すべき場合、それをまず市民に知らせる
べきである。

「知らせる」とは同意を得るということであり、つまり、市参事会は市
民の同意がなければ宣戦布告することはできない、ということである。
これが、所謂、市民の共同決定権と呼ばれるものである。]

第7条：市民は、リッツェビュッテル (Ritzebüttel)⁽⁶⁷⁾ が獲得されるより
も前の時期に支払っていたように、市民税 (vorschate) として銀1マル
ク当たり8シリンクおよび1プフェニヒを支払うべきである。しかして、
戦争または必要なその他の支出が市に生じる場合、市参事会と市民は、

(66) この時期、フリースラント、オランダおよびフランダースへのビール輸出が、
小規模経営であるハンブルクの醸造業にその最盛期をもたらし、この醸造業が
ハンブルク経済を支える主要部門であった。その品質維持および生産調整の
必要が迫られたことが、この規定の主たる理由であったとも考えられる。Werner
Joachim und Hans-Dieter Loose (hrsg.), Hamburg, Geschichte der Stadt
und ihrer Bewohner, Bd.1, Von den Anfängen bis zur Reichsgründung, Ham-
burg 1982, S.167-170.

(67) エルベ河の河口 Cuxhafen にある城塞。1394年からハンブルクに属すること
になった。Gerhard Köbler, Historisches Lexikon der deutschen Länder,
München 1988, S.452. これは、この時期、安全な船舶航行のために、エルベ河
から北海沿岸およびフリースラントまでの地域においてハンブルクが確保した
拠点の一つである。これは市財政にとってかなりの負担となったようである。
Werner Joachim und Hans-Dieter Loose (hrsg.), a.a.O., S.146-148 und S.162.

別途取り決めるべきである。

[第6条と同様の市民の、税についての共同決定権である。]

第8条：市参事会はイングランド交易商人団（Engellandsfahrer）の旅行を援助すべく配慮すべきである。

[60人委員会の中で、船長や船主も含まれる商人団も主要な役割を果たしていた、ということであろう。ス波教授の言うファーラーとは、これに当たるのであろう。]

第9条：市に公然たる戦争が通告される（entsacht）ことがあれば、その敵対者の名前を公に書面において市参事会庁舎の前で市民に知らせるべきである。

[第6条と関連する条項と言える。]

第10条：市参事会は市民を訴えるいかなる者にも安全通行（leiden）を許すべきではない。しかし、市参事会が誰かに安全通行を許すのであれば、これを債務者に知らせるべきである。

[この条項がハイネ＝ブランド事件を受けて規定されたことは間違いない。市参事会は市民の側に立って、その訴追者に対応せよ、ということであろう。]

第11条：市参事会は、最良の方法で貨幣を慎重に取り扱うべきである。

[市参事会の貨幣鑄造権についての規定である。市参事会による通貨の検査が十分でなかったのであろうか。]

第12条：市参事会はいかなる隷属民も引き渡さない。しかし誰かが、彼ら

[=隷属民] はここハンブルクに安全通行の許可なく到来したとして、彼らを裁判において（mit rechte）請求するのであれば、彼に裁判が下すものを、彼ら「隷属民」は与える（geve）かまたは受け取る（nehme）べきである。

[これは、既に1270年の都市法（§ 7の17）にも規定されている「都市の空気は自由にする」という法原則と関係する。しかし、後者とは異なり、隷属民が「ここで1年と1日市民であり、何の異議を受けることもなく居住していたことを証明することができるならば」という要件がこの規定には存在せず、裁判によって隷属民が請求者に引渡されることもありうると読める。中世都市の、隷属民の受け入れを拒否するという姿勢が次第に顕著になりつつあるということであろうか。]

第13条：市参事会員と市民の間の争いについて、市参事会は遅滞なくその裁判を開催すべきである。市民から要求があれば、その者に代言人を手配すべきである。

[市参事会員と市民の間での法的な争いにおいて、市参事会が裁判の開催を躊躇し遅滞することがあったのであろうか。市民の、裁判を受ける権利は保障されるということであろう。]

第14条：4人の市長は、これまでに市参事会員が市民に対して行ってきた不興を正し、それが今後生じないように注意すべきである。

[本来は市民がこれを正すべきであるが、その処置を市参事会の代表である市長に委ねるということは、60人委員会側からの市参事会への政治的な譲歩の一つと考えるべきなのであろう。]

第15条：市民が不満に思う公務中の市参事会役人を、市参事会は解任すべきである。

[第14条と同様の条文である。ここでも市民ではなく市参事会がその任

に当たるとされている。]

第16条：市参事会が市民から提出される請願を検討しない場合、その旨を市民に通知すべきである。ただし、やむをえない場合を除く。

[前条と同じ趣旨であろう。市民からの請願を市参事会は、おそらく基本的に、受理すべきであるが、しかし、それができない場合には、その旨を市民に通知せよ、ということであろう。]

第17条：病人に、市内で集められたパンは、聖ゲオルグの小道またはその他の場所で週に2回与えられるべきである。

[1220年にホルシュタイン伯アドルフ3世によって創設された聖ゲオルグ救貧院に収容されている病人に対する食料供給が滞っていた、のであろうか²⁸⁾。]

第18条：聖ゲオルグ救貧院の収容者へ、パン、生活必需品、野菜などの贈与物は、従来通り、適切に引き渡されるべきである。

[第17条と同様に、下層民への配慮が求められている、と言える。]

第19条：市外の封建領主が市民を相手取って訴える場合、市参事会は適切な手続をとり、市民を援助すべきである。

[この条項も、間違いなく、ハイネ＝ブランド事件を受けての規定であろう。法の適正手続を規定しているようである。]

第20条：市参事会は、市の特権 (friheit) が市内外において損なわれることのないよう配慮すべきである。ただし、市民の同意がある場合を除く。

[市の特権を維持することも市参事会の任務の一つである、ということであろう。]

²⁸⁾ 註²⁸⁾の Hamburg, Geschichte der Stadt und ihrer Bewohner, Bd.1, S.95.

以上の20条の内、ハイネ＝ブランド事件と関係し、市民の特権に言及した規定は、第1条（裁判を受ける権利）、第10条（市外民が市民を訴えるためには市参事会からの安全通行の許可が必要）、第19条（封建領主から訴えられた市民への市参事会の援助）の3条であり、第20条（市の特権の保護）もこれに含まれるかもしれない。60人委員会自体の関心事であった、都市統治に関する要求事項は、第2条～第4条（リューベック新市参事会への連帯）、第6条（開戦の市民への通知）、第7条（市民税の引き下げ）、第9条（市の敵対者名の告知）、第11条（市参事会の貨幣鑄造）の7条に規定されている。60人委員会を構成する個々の組織の要求事項と思われるのは、第5条（ビール醸造業）、第8条（イングランド交易商人）であり、第17条から第18条の貧民への保護も下層の市民の要求によると言えなくもない。市参事会と市民の間の争いについては、第13条（迅速な裁判の開催および代言人の手配）、第14条（市長の監督責任）、第15条（適任ではない市参事会役職者の解任）、第16条（市民の請願）である。第12条の「都市の空気は自由にする」原則も、かつて封建領主の隷属民であったが、現在は市内に居住する、市民権を持たない住民の保護を一十分ではないとしても一考慮しているのであろう。

これらの配列は、少なくとも訳者には、内容的に整序されているように思われる。前もって60人委員会において要求事項が話し合われていたのではない、ということでもあろうか。

内容的に見ると、この20条は、市参事会と60人委員会との間で締結されたと言われているのであるが、それらはすべて市民側からの要求事項であり、市参事会にはその履行、遵守または尊重を課せられている。市参事会側からの主張はほとんどないと言ってもよい。それにもかかわらず、市参事会はこれを受け入れ、この協定の締結に応じたのである。

(3) その後の経過

1416年、リユーベックにおける旧市参事会による統治体制が復活すると、新市参事会体制であったヴィスマールやロストック等のハンザ諸都市も旧来の体制へと復帰した。『ハンブルク史 第1巻』⁹⁹⁾によれば、ハンブルクでの市民協定および60人委員会も、他のハンザ都市からの圧力もあって、破棄され廃止された。ただし、これは、我々に、市参事会が、1410年、この市民協定がいずれ失効するであろうという期待感の下に市民協定の締結に応じたのではないか、という想像を許すものではない。なぜなら市参事会は、既にこの時点で、60人委員会から7人を市参事会員に受け入れていたとされるからである。実際、1427年にデンマークとの戦争によって市が危機に陥ると、市民委員会が新たに選挙によって組織された⁹⁹⁾。

それから30年後、1458年、リユーネブルクの製塩所 (Saline) をめぐるリユーネブルク市参事会と聖職者の争いにハンブルク市参事会もまた巻き込まれ、市参事会に対する不満をもっていた、手工業者組合 (アムト (Amt)) を中心とするハンブルク市民たちは、同年秋、聖ニコラウス教会に参集し、1410年の市民協定に規定された市民の特権の回復を要求した⁹⁹⁾。市参事会はこれに譲歩し、市民側の要求を受け入れた。おそらく、それは、イングランド交易商人団に代表されるような市民の中の上層に近い中間層が、市の混乱を恐れて市参事会側に回ったから、であったのかもしれない。市参事会も彼ら穏健な市民の要求を認め、新たな市民協定を締結した (35条)⁹⁹⁾。1410年の「最初の協定」において市民に認められていた戦争と和平および増税についての共同決定権はここでも規定されていた。他方、アムトに対

⁹⁹⁾ 正確な書名については、註⁹⁹⁾参照。

⁹⁹⁾ *ibid.*, S.125.

⁹⁹⁾ *ibid.*, S.126-127.

⁹⁹⁾ 註⁹⁹⁾の Nachtrag zum neuen Abdrucke der vier Haupt=Grundgesetze der Hamburgischen Verfassung, S.15.

してはまずはその親方に市参事会に対する忠誠の誓約が求められ、彼らは市参事会の監視下に置かれることになった⁶³⁾。これが1458年の市民協定である。一般に「第2 協定（der Zweite Rezeß）」と言われている。

15世紀には、なおも市民による騒擾が1483年に勃発した。今回の引き金となったのは穀物価格の急騰であり、そして、その原因の一つに市長 Johann Hüge によるエルベ河流域での穀物の先買いにある、という疑いが市民の間に広がった、ことであった。やがて市参事会の経済政策に批判的な市民の委員会が形成され、その指導者には醸造業者 Hinrik van Lohe が就くことになった。この市民委員会は、市参事会に批判的な上層市民から下層市民までを含んでいた。この市民委員会と市参事会の間でも市民協定が締結されたようであるが、残念ながら、訳者はこの協定の成立過程について未だ十分に把握していない。年代記によれば「市参事会と市民の間の平和と友好がこの機会にも存続するように、市の福利とそのために、幾つかの条文が起草され、両者によって同意され、一致して望まれ、決定され、さらにその遵守のために、文書として1483年精霊降臨祭の前日に公式に市参事会庁舎の面前で告示された」とされている⁶⁴⁾。

もう一人の市長である Dr. Herman Langenbeck がこの市民協定を市民の前では読み上げたものの、下層民は満足せず、彼等が蜂起すると、中間層市民が市参事会反対派から市参事会側に移り反対派の組織は崩壊した。指導者の van Lohe も別件の科で後に処刑されることになった。

この後、新たに、市民となろうとする者に市参事会および市に対する忠誠の誓約（＝市民誓約）が導入され、これがこの市民協定にも取り入れら

⁶³⁾ 前掲書では、その解説に留まっており、訳者自身は未だその原文を見てはいない。

⁶⁴⁾ 註⑬の Nachtrag zum neuen Abdrucke der vier Haupt=Grundgesetze der Hamburgischen Verfassung, S.17.

れることになった。この市民誓約は1844年まで存続した、とされる⁶⁵⁾。

この市民闘争の最中に締結された一市民誓約を除く一1483年の市民協定、すなわち、「第3協定 (der Dritte Rezeß)」の特色についても、『ハンブルク史 第1巻』が極めて要領よく記述している。

「1483年の、内容豊かな協定の多くの条文は1458年の市民協定にまで遡る。修正されることなくそのまま受け入れられた23条と並んで、修正された8条もあった。それらは全体としてアムトと市場の関係の規定、鑄造と穀物輸出〔の規定〕に関係し、後者〔の穀物輸出〕は1483年に全面的に禁止された。市民協定の条文配列は中世末期に典型的なものである。重要で原則的な規定と、ただ副次的な暫定的なそれとは区別されてはいない。協定内容の多様さもいかなる体系的な配列を見出してはいない。〔しかし〕その目標においては、市民協定は市参事会と市民との間の究極的な合意を創り出そうとしており、これは憲法の先駆者 (Vorläufer einer Verfassung) である。〔他方〕戦争と平和についての市民の共同決定並びに高騰による豆類販売の禁止を扱っている規定を混在させている点では、市民協定は事例主義的な (kasuistisch) 思考の反映でもあ」った⁶⁶⁾。このような条文構成に、我々は「最初の協定」との共通性を感じるのである。

なお、この第3協定 (全部で67条) の条文の要約は、Nachtrag zum neuen Abdrucke der vier Haupt=Grundgesetze der Hamburgischen Verfassung, Hamburg 1825. の18頁から33頁にある。その詳細な紹介は別稿に譲るが、1410年の市民協定の中核部分である市民の裁判を受ける権利、開戦および税額の変更への市民の同意、封建領主と市民の訴訟の際の市参事会の市民

65) 以上、この市民騒擾について S.129-134. Klaus-J. Lorenzen-Schmidt, Von >>bösen<< und >>frommen<< Leuten, Der Hamburger Aufstand von 1483, in J. Berlin (hrsg.), Das andere Hambrug, Köln 1981/1982, S.24-35.

66) 註69)の Hamburg, Geschichte der Stadt und ihrer Bewohner, Bd.1, S.133-134.

の援助義務，等は維持されている。つまり，1410年の市民協定の基本条項は，15世紀を通して一多少の間隙はあるものの一遵守され，1529年の市民協定である「長い協定」へと繋がっていくのである。

3. 史料について

(1) 写本

1410年の市民協定である「最初の協定」の原本は現存しないようである。訳者の手許にあるのは，ハンブルク市の州立文書館（Staatsarchiv der Freien und Hansestadt Hamburg）に保管されている手書きの写本である。実は，筆者は，この写本のコピーを入手する以前には，この市民協定の活字本があり，それによって，その内容も誰でも容易に概観することができるのではないか，と思っていた。しかし，実際に，手にすることができたのは前者の手書きの写本のみであった。『ハンブルク史 第1巻』には，活字本—容易に判読可能な史料—の存在を窺わせる図版⁶⁷⁾が掲載されているのであるが，これについて州立文書館に問い合わせしてみたところ，この出典自体も不明である，ということであった。確かに，同書の註を見ても，これがどこに由来するのかについての記載はない。おそらく，以前はこのような出版物が少なからず存在したのであろうが，それらの多くは正規のまたは学問的な出版物ではなかったのかもしれない。かくして，訳者はその手書写本を，まずは，活字に起こす作業から始めなければならなくなってしまった。

さて，入手した手書写本にも，これがいつ頃，誰によって書き写され，そしてこの写本はどこに保管されていたのかの記述もなかった。このコ

⁶⁷⁾ この図版は同書の176頁から177頁の間に挿入されている。註(4)の Bolland 論文にも同様の図版が収められている。

ピーを入手した州立文書館において、その理由を口頭で訊ねてみたが、それが1410年の市民協定である、という返事以上のものを得ることはできなかった。そこであらためて、今回、書面によって再度問い合わせたが、これに対する回答も、この写本がどうやら以前の市参事会文書館に収められていたこと⁸⁸⁾、この写本は1410年から1579年までの市民協定の一部として記載されているから（原文の1頁にその記載がある）、おそらく後者の1579年以降に記載されたと推測されること、ましてや、その記載者が誰であるのか、またはその記載を誰が依頼したのかも分からないということ、であった。因みに、上記の、『ハンブルク史 第1巻』所収の、活字本の存在を窺わせた図版の出典が不明であるという回答も、実は、この時に得られたものである⁸⁹⁾。

現時点では、このコピーが1579年以後に書き写された写本である、ということ以上のことは分からない。これが写本であるから、その真贋についても問題が生じるであろう。この写本は、言語学的に見て、中世低地ドイツ語のみではなく、初期高地ドイツ語と中世低地ドイツ語が混在する表記方法を利用しているとされる。ということは、これは、1410年の原本を全く忠実に再現している訳ではないかもしれないということにもなる。なぜなら、1410年当時はすべて中世低地ドイツ語によって記載されていたと思われるからである。そうではあったとしても、最初の原本から既に150年以上が経過しているのであるから、ハンブルクの言語も、既に高地ドイツ語的な表現も利用するようになっていたとも想像され、市民にその内容を理解させようとするのであれば一写本の作成者が、より分かりやすい表現を選択したため、またはそもそも原文が間違っていると判断して一このよ

⁸⁸⁾ Bestand 111-1 Senat という請求番号が付けられていたようである。

⁸⁹⁾ 2015年9月18日付の Kulturbehörde Staatsarchiv Hamburg からの電子メール。

うな書き直しが加えられるとしても、不自然ではない。ただし、写本の作成の際にこのような軽微な修正が行われるのは珍しいことではなく、むしろどこでも生じていると言ってもよい⁴⁰⁾。我々は、文法的な書き直しまたは改竄ではなく、その内容的な改竄がなされているかどうかに注意すべきであろう。

この1579年以後に書かれた写本が一保管された場所から容易に想像するように、市参事会に有利になるように一本来の内容を大胆に書き直したということは、原本が現時点では存在しないから推測の域を出ないのであるが、その後のハンブルクおよび同市の市民協定の歴史を考慮すれば、ありえないように思われる。なぜなら、当時、1410年の市民協定の内容は—その副本の各教区への手交により—ハンブルク市民には周知されていたし、その後も繰り返し、市民と市参事会との間で締結された市民協定によってもこれは確認されていたからである。我々は、とりあえず、この写本が本来の内容に近い写本であったと推測してもよいであろう。

(2) 構成

個々の条文を紹介する前に、この史料の全体的な構成に言及しよう。後述の「4. 1410年の市民協定（邦訳）」において確認できるように、原文の3頁から7頁の上段までに、この市民協定の成立の経緯が記載されている。その冒頭に、当時の4人の市長および16人の市参事会員の名前が列挙された後、市民ハイネ＝プラントが市参事会によって逮捕拘禁されたのを受けて、聖マリア＝マグダレーナの祝日の後の土曜日、市民が—これに抗議するためであろうか—60人委員会を選んだことが述べられ、続いて、選

⁴⁰⁾ 例えば、近隣の中世都市リュベックの都市法の写本でも同様の傾向が認められる。拙著『ドイツ中世「私」都市法の実証的研究—中世リュベック法の不動産法的な分析—』、敬文堂 1996年、参照。なお、後述するように、原文の16頁には、明らかに記載者自身による字句（1単語）の挿入が既に存在する。

ばれた委員の名前が教区（全部で4教区）毎に15人ずつ列挙される⁽⁴¹⁾。同日、この60人委員会が市参事会庁舎に赴き、市参事会の措置を審査し、それが市民の特権に抵触したと判断したこと、さらに、この機会に都市の統治および市民の特権等の事項が、彼等と市参事会の間で取り決められたこと、が語られている。

この、言わば序文（原文3—7頁）を受けて、前述の、全部で20条からなる市民協定が、7頁から14頁にわたって、言わば本文として、記載されている。本来、このような条文番号が各条文には付けられてはいなかったと思われるが、この写本では、既に各条文の右側の余白にそれが書き加えられている。

最後に、この市民協定が一最終的に、であろうか—シクストゥスの祝日に確認され、今後はこれが遵守され市民と市参事会との融和が永遠に続くこと、市長および市参事会員も市民協定を遵守することを誓約すること、および副文が各教区に手交されること、が跋文として記載され、この史料は閉じられている（原文15—17頁）。

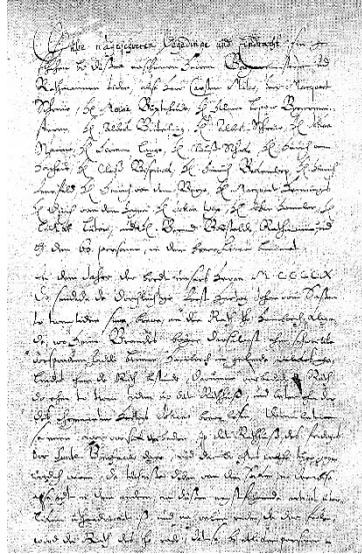
(3) 邦 訳

本史料を実際に見れば分かるように（原文の3頁 [次頁の右図版]⁽⁴²⁾）、これは筆記体によって記載されている。訳者には残念ながらこれを判読するだけのドイツ語能力は備わっていない。従って、この写本を2011年8月に入手したが、「(1)写本」の項でも述べたこととから明らかなように、その内容の検討はしばらく先延ばしにせざるを得ないと思っていた。しか

(41) ただし、聖ヤコブス教区からの委員は全員で14名である。これが書き忘れによるものではないとすれば、正確には59人委員会ということになるのであろうか。

(42) Das abgebildete Original befindet sich im Staatsarchiv der Freien und Hansestadt Hamburg.

し、訳者のこの窮状に救いの手を差し伸べてくれたのが畏友であるヴァイエ氏 (Dr. Lothar Weyhe) であった。彼は、激務である彼の仕事の合間を縫って、この写本のほぼ完ぺきな活字版を作ってくれた。訳者にとっては、これはザクセンシュピーゲルのエックハルト (Karl August Eckhardt) 版に匹敵するものであった。1410年の市民協定のヴァイエ版とでも言うべきなのであろう。まさに彼の Transkription なしにはこの試訳も存在しなかったのであるから、ヴァイエ氏は共同翻訳者 (Ko-Übersetzer) と言える⁽⁴³⁾。



当然のことではあるが、この市民協定の近代ドイツ語訳またはその内容についての解説も全く存在しないという訳ではない。幾つか紹介しておく⁽⁴⁴⁾。これもヴァイエ氏に負うところが大きいのであるが、訳者の手許に有る最も古い書物は、1825年の二つの著作である。一つは、(上述した) Nachtrag zum neuen Abdrucke der vier Haupt=Grundgesetze der Hamburgischen Verfassung, Hamburg 1825. である。その9頁から14頁に、この市民協定の全体についての解説がある。20条の条文も逐条的に解説が加えられている。しかしそれらは簡単な要約であり、逐語的に訳されたものではない。もう一つは、同じ年に出版された Supplementband zu dem neuen Abdrucke

(43) 当初、訳者は、彼の名前を共同翻訳者と記載するつもりであったが、彼の同意を得られなかったから、残念ながら、ここで言及するに留めざるを得ない。ただし、彼は日本語への翻訳には直接関与してはいない。

(44) 研究史については註(8)のポステル論文の註を参照されたい。Anm.27-29, A.a.O., S.31.

der Grundgesetze der Hamburgischen Verfassung, Hamburg 1825. である⁴⁵⁾。こちらでは、極めて簡略な説明の後に、直ちに5頁から11頁にかけて、20条のそれぞれの逐条訳が収録されている。ただし、これもまた逐語訳ではない。本来の条文に極めて近い訳文ということになるのであろう⁴⁶⁾。

1861—62年、おそらく学問的および政治的な関心からであろうか、弁護士にして市議会議員であるガロイス (Johann Gustav Gallois: 1815-1872)⁴⁷⁾ がハンブルク国制史に関する大著⁴⁸⁾ を著した。その第1巻 (Band I: Bis zum Beginn der Reformation oder bis 1521, Hamburg 1861.) の343頁から351頁にかけて、この市民協定の条文の訳が収められている。残念ながら、これも Supplementband zu dem neuen Abdrucke der Grundgesetze der Hamburgischen Verfassung の訳と同じであり、ガロイスが新たに訳し直したものではないようである。筆者は、現時点でも、上記以外の、市民協定についての訳文を見出していない⁴⁹⁾。

結論から言うならば、1410年の市民協定の全文をそのまま忠実に近・現代ドイツ語に訳した論稿を訳者は未だ見出していない、ということでもあ

45) 註(1)においても指摘しておいた通り、Nachtrag (1825) およびこの Supplementband には著者 (編者) 名が記載されていない。

46) 本のタイトルに Verfassung の文字が登場することは、19世紀のこの時期に、各邦国において憲法制定の動きが活発化していたが、そのような動向の中で、ハンブルクでも市民協定が憲法の素材として注目されていたことを示すのかもしれない。

47) 彼は、三月革命期のハンブルクにおいて、左派に属する市議会議員として活発に活動している。後年、経済的な理由もあり、文筆業を手掛けるようになったらしい。Johann Gustav Gallois, aus Wikipedia, der freien Encyclopädia.

48) J. G. Gallois, Hamburgische Chronik von den Ältesten Zeiten bis auf die Jetztzeit, Bände 1-4, Hamburg 1861-1863.

49) ハンブルク史に関する小論文集である J. Berlin (hrsg.), Das andere Hamburg, 1981/82年の中に収録された U. Wacker, „Nie mehr wollen wir aufrührerisch sein gegen den Rat“, Bürgerkämpfe im spätmittelalterlichen Hamburg, S.9-23. もガロイスの訳を利用している。

る。本稿では、以下において、この史料の逐語訳を試みるが、上述のような理由から、この拙訳も試訳の域さえも出ていないと言えなくもない。実際、個々の単語をどのように訳したらよいのか、とか、この文章はどこまで続くのか、といった疑問に悩まされ続けた。無論、本訳でも、上記の訳を参考になっているが、いずれにせよ、本稿もまた誤訳を免れることはできない。この市民協定のより正確で的確な翻訳は、次の世代の研究者に委ねることにしたい。

4. 1410年の市民協定（邦訳）

以下の試訳は後述の「5. 市民協定の原文」を日本語に、できるだけ忠実に、訳したものである。頁数も原文に合わせている。

訳文において（ ）内の文字は、（ ）の前にある訳語の原語を示している。

[] の部分は、訳者が、読みやすくするために、意図的に補い追加したものであり、これは原文にはない。

1 頁

1410年から1529年までの市民協定（Recessus）

2 頁

[以下は] 名誉ある都市ハンブルクにおいて作成された協定 [である]。
1410年に記載された。

3 頁

後述する、これらの協定（Degedinge⁶⁰）および合意（Eindracht）は、

60 これは現代ドイツ語では Vertrag に当たる。訳者は主に August Lübben, Mittel- ↗

ここで列挙する (naschreven) 市長および市参事会員の諸氏 (Herrn) の時期に (bi) 取り決められた (geschehen)。すなわち (also), Carsten Miles 氏 (He)⁵¹⁾, Marquard Schreie 氏⁵²⁾, Meine Buxhude 氏⁵³⁾, Hilmer Lopow 氏⁵⁴⁾ [以上4人] の市長, [並びに] Albert Briteling 氏, Albert Schreier 氏, Johan Nanne 氏, Herman Lange 氏, Claus Schede 氏, Hinrich von Haschede 氏, Claus Bisprind 氏, Hinrich Bekendorp 氏, Hinrich Lerseld 氏, Hinrich von dem Barge 氏, Marquard Hennings 氏, Dirich von den Boyen 氏, Johan Woye 氏, Johan Homeler 氏, Lüdeke Lutow 氏および Bernd Basteld 氏 [以上16人] の市参事会員, 並びに [この] 書面 (breve) において後に名前を挙げる60人 [委員会] によって (bj) で, である。

我々の主の誕生 [後] の1410年, 高貴なヨーハン=ザクセン侯は二度にわたって (to twee tiden) 彼の書簡をハンブルク市参事会に送付し訴えられた。すなわち, いか (wo) 当地の市民 (börger darsulvst) ハイネ=ブランド (Heine Brands) が, 彼 [=侯] に市参事会が安全通行 (Geleide) を認めていた (besunde) ハンブルク市内において (binnen), 彼 [=侯] を, 無作法にも (schwelite⁵⁵⁾) 侮辱したのか (vorspraken⁵⁶⁾), ということ

\niederdeutsches Handwörterbuch, Leipzig 1888 (Neudruck 1965), および Agathe Lasch und Conrad Borchling, Mittelniederdeutsches Handwörterbuch, Neumünster 1956 (Fortsetzung) を中世低地ドイツ語の辞書として利用している。以下, 同様。

51) Hamburg Bürgermeister, aus Wikipedia, der freien Encyclopädia. によれば, 彼は市長の Kersten Miles (任期1378—1420年) である。

52) ibid. 市長 Marquardus Schreyne (任期1390—1419年) である。

53) ibid. 市長 Meinardus Buxhude (任期1397—1413年) である。

54) ibid. 市長 Hilmanus Lopow (任期1401—1410年) である。

55) 現代ドイツ語であれば beschwerlich となるのであろうか。

56) 現代ドイツ語の schmähen と解せられる。

であった。それゆえ、市参事会はその間（dorhen⁵⁷⁾ 二度市参事会庁舎に [ブランドを] 召喚し（vorbadede）、彼に上記のヨーハン侯の書簡をすべて読み聞かせた（laten dor lesen）。その後、彼らは自ら誰も市参事会庁舎に召喚（nene over vor_sik vorbaden up dat Rathuβ）させることはなかった。[それは] 聖ボニファティウスの日⁵⁸⁾ の前の金曜日 [であった]。そしてそこに何人かの証人が出席し、彼らはその事案について証言を行った。それは、別の [すなわち] このすぐ後の条項（articul）の後に、明文をもって表現されているように、である。そして、そこで発せられた（fellen）すべての（anlin⁵⁹⁾ 陳述（reden）の後に市参事会は以下のことを決定した。すなわち、彼らは、市参事会の何人かの人物によって（bi）

4 頁

ハイネ＝ブランドをヴィンザー（Winser）塔に留置し、彼らは彼にさしあたり（to de tydt）いかなる保証も享受させるつもりはない、ということであった。このため（Hierumer⁶⁰⁾、これが生じる（geschehen was）と直ちにその後、市民が大勢一緒になって靴職人会館（Schosterhuβ）に集合し [た。] そこに、ハイネ＝ブランドが、彼を塔に連行した市参事会の（uth）何人かの人々によって再び塔から靴職人会館に連れ戻された（wird）。市参事会員（Rath）およびそこに立ち会う多くの市民の面前に、である。そして、そこで交渉していた（dargehandelt wurden）多くの人々が陳述

57) 現代ドイツ語であれば hindurch となるのであろうか。

58) 6月5日。Hermann Grotefend, Zeitrechnung des deutschen Mittelalters und der Neuzeit, Bd. 2, Hannover 1892-98 (Neudruck 1984), S.68-71. を参照。以下の祝日もこれに依拠している。

59) 写本の記載者による Allen の書き（または写し）間違いではないかと思われる。Anlin は、古ドイツ語にも低地ドイツ語にも見出すことはできなかった。

60) 現代ドイツ語の hierum と解せられる。

し、市参事会 (Radt) には「以下のことが」賢明にも (mit leste⁶¹⁾ 尋ねられた。すなわち、彼らがハイネ＝ブラントに、その時 (up de tydt)、市参事会が許していた、自由に歩行しかつ自ら申し開きをすることを、許したかどうかである⁶²⁾。

これに続いて全 (gemeenen) 市民が一致したことは、彼らが聖マリア・マグダレーナ [の日である7月22日] の後の土曜日に集会し、朝の塔時計 (Seiger) が8 [時] を打つとき、上記の事案、さらに市民たちは合意した (doreens) 他の事案について協議する (spreken)、ことである。それゆえ、彼らは60人の誠実な人々を選んだ (koren)。すなわち、各教区からそれぞれ15人の誠実な市民を、である。以下に記し、[彼らの] 名前を挙げる。聖ピーター教区からは Dirich Lüneborg, Helmer Woldehorn, Hinrich Buxtehude, Albert Bürstede, Carsten Barschampe, Sivert Goldbeke, Marquardt Hannes Stogo, Bernd Knobber, Lütke von Eitzen, Werner Rouchegen, Otho Bremer, Peter Scherpenborch, Peter Mildehörnt, Berndt Vermersen および Erich von Zeden [の以上15人] である⁶³⁾。

5 頁

聖ニコラウス教区からは、Elert Stapelfelde, Otho Bruchberger, Johan Benkerholte, Johan Nigerkerken, Heiner von Hoger, Heine Steinbeke, Cordt Lambspringk, Hinrich Bischof, Turimm Alverschle, Johan Krohe, Helwig Simson, Johan Retzel, Lüdeke Clasen, Enert Brekholt および Hinrich Wulhase [以上15人] である。

61) 現代ドイツ語の klug と解せられる。

62) ハイネ＝ブラントはおそらくこの時点で釈放されたのではなかろうか。彼が後に裁判に出頭したことについて、史料の6頁にその記載がある。

63) 市参事会員ではないからであろうか、彼等には氏 (he) という敬称は付けられてはいない。以下同じ。

聖カタリーネン教区からは、Helmer Blimernborch, Johan Welst, Hirich Segelken, Johan Heitfeld, Bernd Hude, Tideke Münster, Sande von Derfichte, Johan Borchstede, Johan von Minden, Gödeke von der Fließ, Gert Holß, Johan Straten, Johan Hurstede, Johan Thostede, および Vicke von dem Have [以上15人] である。

聖ヤコブス教区からは、Albert Grawingk, Carsten von der Hör, Claß Löhringk, Heine Cleitzen, Johan Culsow, Hanß Kleitzen, Henning Barschampe, Johan Wuhran, Johan Widemule, Amerke Oldenlende, Johan Grundelideken, Heine Enkhop, Johan von Alverding, および Carsten Lachendorp [以上14人] である。

ハイネ＝ブラントに関する上記の事案を市参事会と彼らの間で交渉し、および友好的に解決する (bilegen) こと、さらに市参事会と、ここにおいて後に (vorder) 記されている若干のその他の事案、事項 (stucken) および項目 (articul) を交渉すること、従って、すべてのこと (alle donnt⁶⁴) は、市民とその他の者の間で、さらに市参事会と市民の間で友好的で、および良き合意にあるべきであり、そしてそうであることが、神のご加護により、従って (aldus) 永く確固たるべきものである (stahe hefft⁶⁵)。

さらに、この60人委員会は同じ

6 頁

土曜日の午後市参事会庁舎の市参事会の面前に赴き、そして市参事会庁舎において彼らの (sick) 面前でハイネ＝ブラントに弁明させることを申し出た。そこに上記のハイネが出頭し (gegenwardiger quam) [た。] 市参事会は上記のハイネをヨーハン侯の上記の書面とともに非難し (scheldigede),

⁶⁴ 現代ドイツ語の alle Verrichtungen, alles と解せられる。

⁶⁵ 現代ドイツ語であれば standhaft となるのであろうか。

市参事会はまず (thoforne) 60人に「これを」公開で朗読させた。しかし (und) 彼等60人には、その書面が、誠実な市民をそれによって市の塔に留置するには十分である (nachaffig) とは思われなかった。彼はその時 (up de tydt) 保証を享受しえた [はずである]、と。

さらに、このハイネを有責とすべく (vorwinnende) 市参事会は「証人を」列挙した (nennede)。[すなわち] 彼らは、彼を (ehr) 再度、そこに立ち会っていた (an und aver gewesen hadden) 若干の証人 (tuginide) とともに訴えた。以下に記されている彼等「証人」である。第一に、ハンブルクの聖キリスト礼拝堂の教会長 (Karkherr) ヨーハン・パーペ (Johan Pape) という聖職者 [の証人] とともに「訴えた」。それから、ディットマルシェン (Ditmarschen) に在住のデトレフト・ターゲル (Detleft Tagel), さらにハンブルクで安全通行を許された (leidet) 者 (Man) であるヒンリクス・ラートマンベルク (Hinricus Ratmannberge) およびハイネ=エルトマンバルク (Heinen Ertmennbarg) の料理人 (Kake) とともに「訴えた」⁶⁶⁾。60人はしかしながら、証人は確かに (icht) 十分であるが、しかし証人がハンブルク在住ではないと思われた⁶⁷⁾。しかし市参事会は以下のことは真実であると主張した。すなわち、彼 (Er) ハイネ (Heine) が塔の中に留置され、そこで彼にその事案が通告された (witligkeit thosagende) こと、[これは] 上記の証人 [の証言] の通りである (bleven) が、ハイネ=ブランド (Heine Brandes) はそれを

66) 彼等4人が市参事会側の証人となるのであろうか。

67) 1270年都市法 § 1 の18に「いかなる者も証言すべきではない。もし彼が市民ではないのであれば。」という規定がある。「ある者が裁判に出頭し、証言すべきであり、人が彼に彼が市民であるか尋ねた際に、彼がはいと肯定し、後に、彼が市民ではないことが判明した場合には、彼は彼が証言した財産を償うべきであり、彼の罰金として12シリングを支払うべきである。」Johann Martin Lappenberg, Die Ältesten Stadt-, Schiff- und Landrechte Hamburgs, Hamburg 1845 (Neudruck 1966), S.10.

7 頁

市参事会に、上記の60人〔委員会〕の側から (von), 認めようとし、
ということであった。これにより、市参事会および上記のハイネ＝ブラン
ト (Heine Brandes) は、上記の60人〔委員会〕が〔この事案を〕自ら引
き受け、彼等 (ehn) の間の上記の争いを平和的に終了させ、解決する
(vligende) ことを懇願した。〔それは、〕60人〔委員会〕が、それについて
取り決め (do annafreden⁶⁸), 市参事会およびハイネも上記の事案につ
いて完全に60人〔委員会〕の下に留まり、彼らの (ehre) 間での一つの (anes)
平和的な終結をこれについてもたらず (verwannende) こと、〔並びに〕
そこで60人〔委員会〕が市参事会およびハイネ＝ブランドの両者と平和的
に、彼らの同意を得て、常に別々に (entwei) 協議し (spreken) そして
(nd⁶⁹) 一つの完全な終結を確約する (vereinaden⁷⁰) こと、であった。

さらに、すべての憤懣を一掃し、神の思し召しにより (efft), この都市
に、平和的な合意をもたらすために、上記の60人は、彼等とハンブルクの全
市民 (mannheit) のために、市参事会と、以下に記載される事項 (stücke)
および項目 (artcul) について平和的に取り決めた。

[第1条]

第一に、今や〔そして〕将来にわたってこの都市の市民が誰であれ、貧
富を問わず、市参事会において (dem) 何か非難されることがあるのであ
れば、彼を (dem) 人は公に市参事会または裁判所の前で訴え (spreken),
彼に判決および法が下されるのであれば、それを彼は享受し、〔有責であ
れば、それを〕償うべきである。恩寵により。ただし、故殺および傷害、

68) 現代ドイツ語であれば daran abreden となるのであろうか。

69) und の書き間違いか。

70) 中世低地ドイツ語の voreiden (=eidlich geloben) と解される。

窃盗または同様の (alsolike) 事項 (stücke) および項目 (saken) を除く。
それについては (dar ein) 正當に

8頁

人はいかなる保証人も享受することはできない。それは法 (recht) であるから (up), [人は] 有効な (in siner macht) すべての (oller) 慣習に留まるべきである (blive)。そしてこれによって, 市参事会に (dem Rade) 市民はあらゆる誠実さにおいて協力する (bei ständig⁷¹⁾ wesen) であろう (willen)。

[第2条]

さらに, その血縁者および仲間 (parteien) とともに, 自らのために [市から] 脱出した (uthgetogen) リューベックの旧 (ollen) 市参事会の, いかなる者も, この都市において, 彼らの諸特権および法令 (gebeden) を享受 (liden) すべきではない。それが常に (alledwile⁷²⁾ そうであり, [そして] それがなおもそうであるように。

[第3条]

さらに, それ以上に (datmer), [我々はリューベック市の] 新市参事会およびリューベック市と合意し (endracht), 友愛を結ぶ (schollen) べきであり, そしてリューベックの [新] 市参事会および市民は彼らの (ehren und ehr) 財産を請求すべきであり, 彼らに, 人が, ここでなしでも済ましようる財産を, ここから与えおよび引き渡す (uthverlöven) べきである。彼らがハンブルク市参事会および市民に同じ物を返還し, 名誉とともに保

(71) 現代ドイツ語の behilflich と解せられる。

(72) 現代ドイツ語の alleweil と解せられる。

持する限りにおいて。[ここに] 記載されているように。

[第4条]

さらに、市民が市参事会と一致した (insgeworden) ことは、リューベックの彼ら [=新市参事会] (de) に、一般ハンザ都市によって (bij) 協調して (eendrachtig⁷³) [その安全が] 与えられた (uthgelecht) のであれば、我々は [彼らに] そのように与えられる [安全を認めること] を守り (holden)、一般ハンザ都市に留まるべきである、ことである。しかし、[ハンブルクの] 市参事会にその間に (underdes) このことについて何か難儀な (hartlikes) ことが生じる (wedderfahe⁷⁴) のであれば、それが教会または世俗の裁判人 (richter) であれ、市参事会はそれについて何も (inichtane) せずまたは決定もせず (schulden), [彼ら市参事会は] それをまず (rasten⁷⁵)

9 頁

市民に知らしめ (kennende geven)、彼らの助言 (rade) に従って、並びに、彼らの意見により (deene) 有益となること (nüttest gedehe)、または許されていることを、行ないかつ守る (holden) であろう (wilen)。

[第5条]

さらに、ハンブルク市参事会はその醸造業者 (brurende) とともに、今後 (datmer) 良質のビールが醸造される (brure) よう、できる限り最善

⁷³ ガロイスはここに「確実な安全 (mit sicherer Geleit)」という言葉を入れている。註⁴⁸の J. G. Gallois, Hamburgische Chronik von ältesten Zeiten bis auf die Jetztzeit, Bd.1, S.346.

⁷⁴ wedderfahre の書き間違いか。

⁷⁵ ガロイスは erst という語を当てている。J. G. Gallois, a.a.O., S.346.

の方法で注意 (sick bevehren⁷⁰) すべきである。そして、[醸造業者以外] 誰ももはや醸造しないように、である。ただし、その者が (he) この都市において居住する [ことを望む] 所に居住し、市参事会が [醸造の] 許可を [彼に] 与える場合 (wannehr) を除く。そして、市参事会員 (herrn) が、全市民 (gemeenen) のために最良の意思 [を持って] およびこの都市の利益のために、ここで (hierne) 決定する (rahmen) こと、これについて (dar inne) 市民は、あらゆる誠実さにおいて、市参事会に喜んで従うであろう。それがこの都市にとって大きな力を有するように、である。

[第6条]

さらに、市参事会が公の戦争を開始すべきなのであれば、[彼らは] まず市民に [それを] 知らせるべきである。

[第7条]

さらに、市民は市参事会と税 (Schatt) について一致した。すなわち [人は] 今後 (detmer), リッツェビュッテル (Ritzbüttel) が獲得される以前の時期に人が行っていたように、市民税 (vorschate) として銀1マルク当たり8シリンクおよび1プフェニヒを支払うべきである。しかし、市に公の戦争またはその他の甚大な費用 [のための支出の必要] が生じるのであれば、それを市参事会は市民に周知すべきであり、[そして] 市参事会および市民が、全市民の (gemeene) 財産がこの (alsodene) 負担並びにこのような費用の支払い [に耐えない、という] ことを、知るのであれば (kömme),

⁷⁰ ガロイスは dahin sehen という語を当てている。J. G. Gallois, a.a.O., 現代ドイツ語としては beveren という理解もありうるであろう。

10頁

市参事会および市民は、市がこのような負担および費用について支払を滞ること (to achterlive) のないように取り決めるべきである。

第8条

さらに、一致したことは、市参事会がイングランド交易商人団 (Engellandsfahrer) の旅行を援助すべく配慮すべきであることである。すなわち、彼等が食料補給 (nehringe) のために帰還し、そして彼らの古来の慣行であるが、彼らの船舶を合意して賃借し (hürende), 積載し, および合意して出帆し, [並びに] イングランド交易商人団にいかなる不当な妨害も生じ (wedderstolen schee) ないように, である。彼らが彼らの船舶を [賃借し] そして旅行を合意して開始したのであれば, それを彼らは市参事会に通知すべきである。しかして彼らを誰かが不当に妨害するのであれば, それを市参事会は裁き (richten), 以下のように仲裁す (kören) べきである。そ [のような行為] がそれ自体もはや何の利益 (behoft) にもならないように, である。そしてイングランド交易商人団は, 彼らが我々の市民の1人, 彼らの徒弟 [を乗船させ] および彼らの商品を積載しうるだけの船舶を, 賃借すべきである。それゆえ (Derher^m) 賃借の8日前または賃借の8日後に不正なく (unvorsünden) 適時に (to tijden) 届け出る (seggen) [べきである]。

第9条

さらに, この都市に公然たる戦争が通告される (entsacht) のであれば, その敵対者の名前を人は公に (apenbahr) 書面において市参事会庁舎の前

(7) 現代ドイツ語の daher と解せられる。

で市民に知らしめるべきである。同様に、人は以下について (det) も記載 [し知らしめる] べきである。私闘 (Vede) が終了する (affgedohn wendt) のであれば。

第10条

さらに、市参事会はいかなる者にも市民の債務について安全通行 (leiden) を許すべきではない。諸侯、領邦君主並びに権力者 (Herren)

11頁

および (efte) 都市の使者かつ彼らが伴う (mit sik) 者を除いて (uthgenomen uthgenohmen)。しかして (man) 市参事会がこの都市の必要と有益において誰かに安全通行を許すのであれば、人はそのことを債務者に通知すべきである。それについて (up dat) その市民が不当な請求 (anfange⁷⁸) からよりよく守れるように、である。しかし、前もって (in vortiden) に、市の紋章のある [書面とともに] 安全通行が許されているのであれば、フリーゼン人 (Fresen) [の場合] と同様に、それはその者には有効 (in siner macht) であるべきである。

[第11条]

さらに、市参事会は、彼らができる (könne und mögen) 最良の方法によって貨幣に配慮す (sik bekümmern) べきである。

[第12条]

さらに、市参事会はいかなる隷属民も引き渡すことはない (uthgeve)。

(78) ガロイスは Anzapfung という語を当てている。J. G. Gallois, a.a.O., S.347.

しかして誰かが、彼ら [=隷属民] はここハンブルクに安全通行の許可なく (ungeleidet) やって来たとして、彼らを請求しようとし、そして彼らを裁判において (mit rechte) 請求するのであれば、彼 [=請求者] に法 [=裁判] が下すものを、彼ら [=隷属民] は与える (geve) かまたは受け取る (nehme) べきである。

〔参考：1270年のハンブルク都市法 § 7 の17（「我々の市民を隷属民として訴えること」

ある者がこここの都市で市民となり、そして彼がこの中で1年と1日居住し、そして誰かがやって来て、彼が彼を、彼は彼の隷属民であると訴えようとして、彼を彼の隷属民 (husman) の証言によって訴えようとしても、訴えられた者が、2人の市参事会員とともに、彼がここで1年と1日市民であり、何の異議を受けることもなく居住していたことを証明することができるならば、彼は彼の訴えからいかなる災難も受けるべきではない。〕⁷⁹⁾

[第13条]

さらに、市参事会の (uth) 誰かが一人の市民とともに、または誰か市民が市参事会の誰かとともに、争い (scheling) について市参事会または裁判の面前に出頭するのであれば、その事案に人は直ちに (mit dem ersten) 着手す (vornehmen) べきである。そして、それについて市参事会は、その事案が平和的にまたは裁判においてできる限り遅滞なく (alßmen eesten kan und mag) 仲裁されまたは (und) 終了されることに誠実に配慮するであろう (wil)。そしてその後我々の市民の誰であれ、請求するのであれば、できるだけ遅滞なく、市参事会も代言人 (Vorspraken) を喜んで

⁷⁹⁾ 註67)の J. M. Lappenberg, Die Ältesten Stadt-, Schiff- und Landrechte Hamburgs, S.45.

指名する (berichten) であろう (wil)。彼ら [市参事会] は不誠実に躊躇するべきではない。

12頁

第14条

さらに、60人 [委員会] は特に4人の市長を出頭させ (tho sick eschen leten)、彼らに、如何に市民が市参事会に在席する何人かの人物に様々な憤懣を有していたかを、知らしめた。それは、彼ら [市民] にその人物たちが市参事会においてしばしば引き起こした不興 (gebrechs) の故であった。全 (gemeene) 市民は、その時に自ら (enander) 裁くべきであったが、この都市の名誉と一般の最善のために [60人委員会にこれを] 委ね、この60人 [委員会] は全市民 (gemeenhet) のためにこれらの市長と [以下の点で] 一致した。すなわち、市参事会がこれを自ら弁明し (rechtfertigen) 正すべきであり、これは (des) 今や及び今後生じるべきではなく、これを市長らが引き受けることである。

第15条

さらに、60人 [委員会] は市参事会に、全市民 (Meenheit) のために、市参事会が、市の公務 (deensten) にある何人かの人物を、様々な不興の故に、職務から解任すべきであることを申し入れた (worven)。それがために (darmede) 彼ら [=何人かの人物] は市民にとって不満であった。特に、市民には、それらの人物が市民および全市民の財産から、彼らの正当な報酬 (lohn) [として] 約束された、それは市参事会が彼らに命じた (schickende) ものであるが、[それ] 以上のものを享受していた、あるいは、彼らはさらに (fürder) 贈与、賞与 (vormeden) または、彼らが市民から正当には受領すべきではないその他のものから、何らかの方法にせよ、

某かを (wes) 享受した、と思われたのである (duchte)。これは全市民の財産に戻す [べきである]。[60人委員会が] さらに望むのは、

13頁

彼らが今後 [以下のことに] 配慮するということである。[すなわち] 市民が彼らの役人から、市参事会が許した以上のいかなる難儀 (not) も被ることはない、ということである。

[第16条]

さらに、市参事会がいかなる市民の請願 (werft⁸⁰) も聴取しようとしないのであれば (wil), 彼らはその市民にそのことを通知させる [べきである]。各人がその営業 (werves) を維持できるように。ただし (na dene) 市が困難な食糧事情 (naring) にある場合を除く⁸¹。

[第17条]

さらに、全市民 (de gemeenen börger) が望むのは、人が貧しい病人に聖ゲオルグ (S. Jürgen) の小道で週に2回、水曜日と土曜日に、すべてのパンを与えることである。その [パン] とは、先に挙げた2日間に (up), 籠を持ってこの市内において懇願 [により集められた] ものである。そして、その週 (wade⁸²) に懇願 [により集められた] (geeden⁸³) パンが、籠担ぎ人が籠で担ぐよりも多い (detmehr) ののであれば、それを人はその貧しい人々にその小道でも与え、そしてさらに上記の [貧しい] 病人に、

⁸⁰ 中世低地ドイツ語の werf (=Gesuch) と解される。

⁸¹ これは、やむをえざる事由のある場合、市参事会は通告しなくともよいということの意味するのだろうか。

⁸² ガロイスは Woche という語を当てている。J. G. Gallois, a.a.O., S.349.

⁸³ 現代ドイツ語であれば gebeten となるのであろうか。

そのパンを上記の2日間にすべて引き渡す〔べきである。すなわち〕柳(lüde⁸⁴)の下であれ、彼らの宿所であれ、あるいは彼らがそれを望む(willen)所であればどこでも〔である〕。そして、そのパンをさらにどこかへと運んで行ったり(indrage)または配達する(bestedigede⁸⁵)ことはない。そして、貧しい病人がその小道〔に行くように〕指示される(gebeten)のであれば、人はいかなる金額も彼から徴収せず、それを古い慣習に留めおく(late)〔べきである〕。そして人が備忘録(Memorien)において、遺言においてまたは何らかの方法で、彼らのために何かを与えられており、または将来

14頁

与えられることになるのであれば、人はそれを彼らに(ahne⁸⁶)何ら差し引くことなく(sunder verringerung)求め(folgenlate)させる〔べきである〕⁸⁷。

第18条

さらに、市民には、〔以下のことが〕知られるようになっている。〔すなわち〕聖ゲオルグの収容者(Prövner)について、人が彼等に以前与えることを常とした食事が、およびその多くは(detmehr)市外から到来する

84) ガロイスは Linde という語を当てている。J. G. Gallois, a.a.O., S.349. ただし Leute とも考えられる。そうすると「人々の間で」となる。

85) ガロイスは bestellen という語を当てている。J. G. Gallois, a.a.O., S.349.

86) ガロイスは ihnen という語を当てている。J. G. Gallois, a.a.O., S.349.

87) 聖ゲオルグ救貧院は1220年には初めて言及され、これはホルシュタイン伯アドルフ3世が設置させたとされる。この「小道」とは聖ゲオルグ救貧院近くの小路ということであろうか。なお、市民によって創設された精霊救貧院は1247年に初めて証明される。註89の Hamburg, Geschichte der Stadt und ihrer Bewohner, Bd.1, S.95.

(quam) パンが、もはや彼らのものにはなっていない、ということである。これについて市民は、人がその贈物を管理し、保管し、以下のために所持することを懇願する。すなわち、人 (mer) が貧しい病人の彼らに生活必需品 (prövene) を、緑 [野菜] の料理 (richten⁸⁸) および彼等の附属物とともに、彼らに再び与える (weder lathe) ことである。人が嘗てそれを与えていたように。

第19条

さらに、ある諸侯、領邦君主、騎士または騎士見習い、または誰か他の領主 (Man) がこの都市の外から誰か市民に対して憤懣 (inwille⁸⁹) を持ち、しかして彼を訴えることがあれば、その市民を市参事会は誠実に弁護す (verbitten⁹⁰) べきであり、その弁護 (vorbiddunge) について援助しないのであれば、市参事会はその市民を適切に召喚し、都合のよい日時に彼を聴取し (vören)、その後、彼らができる最善の方法において彼を援助すべきである。

第20条

さらに、60人 [委員会] は [以下のことを懇願する。すなわち] 市参事会が、市の特権 (friheit) をこの都市の内外においてもはや (nichtmehr) 不安に陥れる (bekümmerden) ことのないようにすることである。ただし、市民の同意がある場合を除く。その [同意] に市参事会は今後喜んで従うであろう (wil)。

⁸⁸ ガロイスは Gemüse という語を当てている。J. G. Gallois, a.a.O., S.349.

⁸⁹ ガロイスは Unwille という語を当てている。J. G. Gallois, a.a.O., S.349.

⁹⁰ 中世低地ドイツ語の vorbidden (=verteidigen) と解せられる。

15頁

上記のすべての事項と項目 (sake) は、市参事会と市民の間で市参事会庁舎において、上記の60人の下で (by), 上述のようにシクストゥス (Sixtus) の日 [8月6日] に、繰り返し和解に付せられた (werden geschleten und geschleten⁹¹⁾)。それゆえ、市参事会と市民に関するすべての憤懣 (inwille) は、それが噂 (seggen worden) または何らかの他の事柄によって生じたにせよ、これ [=取り決め] によって平和的に調停され (geschlaten) 解決される (beigeleget) べきである。そして誰ももはや流言 (seggendes) を聴取すべきではない。ただし、彼 [被疑者] が、何らかの種類、または何らかの事件 (stück) が生じたまたは発生したことを認める (bestandt) 場合を除く。それゆえ、それら [事件] が存在している [としても]、それらについて (der), 市参事会から市民に対する、または市民から市参事会に対する何らかの嫌疑も、すべてまたは個別的にも、今日まで無しで済ますことができる (ane wesen möchte) ののである。これについて (der), 誰も悪意をもって決して (tho nigen tijden) 考えるべきではない。そ [のような者] はすべて死すべきであり、または無力にされるべきである。そして、これによって市参事会と市民の間では、すべての日 (alle dag) が友愛および善良な融和の中にあるべきである (scholl stehe)。永遠に。

我々、ハンブルク市の市長と市参事会員は上記のように我々と我々の将来の市民のために、すべて記載された条項をことごとく (samt und ein is lick besondern) しっかりと違反されることなく守ることを誓約する。市民のために、いかなる悪意も、悪巧みもなしに。

上記の条文の書面として、そして (その) 記憶のために、我々、ハンブルク市の市長と市参事会員は、

91) geschleten は中世低地ドイツ語 sliten の過去分詞であろうか。

16頁

我々の都市の最も大きな印章を付けて（anhangenden）美しく（ver）封印した。[この書面では] 文字通り、あれやこれや（deene else de andere）が一つ一つ記載されている。従って我々はそれらを詳細に（utherliken⁹²）読み聞かせた。この書面を我々の市共同体（Stadtgmeine）の教区毎に我々の市民に手交した。それが付与されおよび記載されたのは、我々の主の誕生（後）の1410年、聖殉教者の日の前日（avende）の聖ラウレンティウスの日 [8月10日] である。

17頁

ハンブルク⁹³

düßer

in unser

sind

??rs:

5. 1410年の市民協定（原文）

ヴァイエ氏は史料をできる限り忠実に再現している。改行位置も原文のままである。ただし、文を読みやすくするために、彼は、幾つかの記号を挿入し、また書き直しも必要な限りで加えている。

1. 文中の__は、本来的には2語として記載されべきところが、1語として

⁹² 現代ドイツ語の ausführlich と解せられる。

⁹³ 以下の部分の文意は不明である。単語が省略されているのであろうか。さらに末尾の??は判読不能であることを示す。

- 記載されていることを示す。
2. =は、単語の後半部分が次行に及ぶ場合に、付けられている。これは、現在のドイツ語の一に近い表記法とも言える。
 3. [] は新たに挿入した個所であり、原文にはない。
 4. イタリック体の文字はドイツ語ではなくラテン語であることを示している。
 5. この史料の原文において1か所(15頁)既に訂正されている個所もある。それはxxxによって示されており、これはヴァイエ氏が付加したものではない。史料の最後の個所の??は、既に述べたように、判読不能の個所である。
 6. ヴァイエ氏は、本史料の内容と直接関係しない、その冒頭に付せられた請求番号(手書き)等もすべて活字化したか、ここでは紙幅の関係もあり、それらは割愛している。
 7. S.16の1行目の小文字(Stadt)は、原文にも既に挿入されていた字句である。

S.1

Recessus

de 1410 ad 1529

S.2

Recess

gemaket In der Ehrenkriken Stadt

Hamborch

Int Jahr, do men schriefft

1410

S.3

Düsse nageschreven Degedinge und Eindracht sin ge=
schehen bi düßen naschreven Herrn Borgermeistern und
Rathmannen tiden, also Herr Carsten Miles, Herr Marquard
Schreie, He Meine Buxtehude, He Hilmer Lopow Borgermei=
stern, He. Albert Briteling, He. Albert Schreir, He Johan
Nanne, He Herman Lange, He. Clauß Schede, He. Hinrich von
Hachede, He Claß Bisprind, He. Hinrich Bekendorp, He. Hinrich
Lerseld, He Hinrich von dem Barge, He Marquard Hennings,
He Dirich von den Boyen, He Johan Woye, He Johan Homeler, He.
Lüdeke Lutow, und He Bernd Basteld Rathmannen und
bj den 60 personen, in den breve hierna benömet.

In dem Jahre der borth unsers Herrn M.C.C.C.C.X.
do sendede de Dorchlüchtige Forst Hertog Johan von Saßen
to twee tiden sine breve, an den Rath tho Hamborch, klagen=
de, wo Heine Brands börger darsulvst ehne schwerlite
vorspraken hadde binnen Hamborch in geleide welches ge=
leides ehme de Rath bestunde, darumme vorbadede de Rath
dorhen to twee tiden up dat Rathhuß, und laten ehne dor
des ehrgenannten Hertog Johans breve lesen, darna laten
se nene over vor_sik vorbaden up dat Rathhuß, des Fridages
vor Sante Bonifacius dage, und dar_de ichtes welche tuge gegen=
wordich weren, de tüchniße deden, von den saken, in der wise
also idt in den andern, na düße negstfolgnde *articul* ütér=
liken uthgedrückt iß, und na anlin reden, de dor fellen,

ward de Rath des tho rade, dat se bi etliken personen in

S.4

dem Rade, Heine Brandes darumme setten lethen in dem
Winserthorne, und wolden ehm to de tydt kener bürger
geneten laten, Hierumer allthohant darna, alß dat geschehen
was, do quemen de bürger menniglich thosamende up dat
Schosterhuß, darsulvst wird Hene Brandes von ichts=
welken personen uth dem Rade, de ehn in den thorne
brachten, wedder uth dem thorne holet up dat Schosterhuß
vor_den Rath, und vor_vele bürger, de dor gegenwardig wa=
ren, und manik velen reden, de dargehandelt wurden
ward de Rath mit leste fraget, efft se Heine Brands
up de tydt vorlethen frigh tho gannde, und sich tho verantwor=
dende, dat_de Rath do tholeeth.

Hierup worde de gemeenen borger eens, dat se wulden tho=
samende wesen tho Sunte Marien Magdalenen up den
negstn Sonnaamd darna, wannehr de Seiger des Morgens
achte schlöge, tho spreken umb de vorschreven sake, und ouk
umb ander saken, das worden de bürger doreens, also
det se koren 60 ehrlike personen, also uth gewelkennen
Carspel 15 ehrlike bürger, alse de hierna schreven und benömt
sin. Uth S. Peters Carspel Dirich Lüneborg, Helmer
Woldehorn, Hinrich Buxtehude, Albert Bürstede, Carsten
Barschampe, Sivert Goldbeke, Marquardt Hannes Stogo, Bernd

Knobber, Lütke von Eitzen, Werner Rouchegen, Otho
Bremer, Peter Scherpenborch, Peter Mildehörnt, Bernd
Vermersen, und Erich von Zeden.

S.5

Uth S. Nicolaus Carspel, Elert Stapelfelde, Otho Bruch=
berger, Johan Benkerholte, Johan Nigerkerken, Heiner von
Hoger, Heine Steinbeke, Cordt Lambspringk, Hinrich Bischof,
Turimm Alverschle, Johan Krohe, Helwig Simson, Johan Retzel,
Lüdeke Claßen, Enert Brekholt, und Hinrich Wulhase.

Uth S. Catharinen Carspel, Helmer Blimernborch, Johan
Welst, Hinrich Segelken, Johan Heitfeld, Bernd Hude,
Tideke Munster, Sande_von Derfachte, Johan Borchstede,
Johan von Minden, Gödeke von der Fließ, Gert Holß, Johan
Straten, Johan Hurstede, Johan Thostede, und Vicke von dem Have.

Uth S. Jacobs Carspel, Albert Grawingk, Carsten von der
Hör, Claß Löhringk, Heine Cleitzen, Johan Gulsow,
Hanß Kleitzen, Henning Barschampe, Johan Wuhran,
Johan Widemule, Amerke Oldenlende, Johan Grundelideken,
Heine Enkhop, Johan von Alverding, und Carsten Lachen=
dorp.

De vorschreven sake wegen Heine Brandes twischen dem
Rade und ehne thohandelnde, und fründlick bitholegende
und ouk mit dem Rade, ichtswelke ander saken, stücken

und *articul*, de hier vorder schreven sin, tho handelnde
alse, dat alle donnt, twischen den börgern unde andere
und ouk twischen dem Rade und borgern fründliken, und
in guder eindracht stande bleve, also ist, Gott hebbe
danck, aldus lange stahe hefft.

Vortmehr, gingen_düße 60 personen deßelven

S.6

Sonnavends namiddag up dat_Rathhuß vor den Rath,
und vorbaden vor_sick up det Rathhuß Heine Brands
sick tho verantwortende, dar de Heine ehrgenannt gegen=
wardiger quam, scheldigede de Rath Heinen ehrgenannt
mit Hertogen Johans breve vorschreven, da de Rath tho=
forne den 60 personen afenbahr lesen lathe, und da de
söstig personen düchte, dat de breve nicht nachafftig
weren_enen ehrlicken börger dormede tho drengende in
der_Stadt Schlote, he möchte wol borgen geneten hebben up
de tydt.

Vortmehr, Densulven Heine tho vorwinnende, alse de Rath
nennede, so spraken se ehr aversten, mit ichts welken
tügnde der an und aver gewesen hadden, de hier naschreven
sind. Thom ersten mit enem Prester geheten Johan Pape
de do Karkherr was in des hilligen Christes Capellen
tho Hamborch, und vort_mit Detleft Tagel, de in Ditmar=
schen wohnhaftig is, und do_vort mit Hinricus Ratmann=

berge, de da ein leidet_Man was tho Hamborch, und mit
Heinen Ertmennbarges Kake, dor_de 60 personen aver
düchte, dat de tüge icht nohafftig weren, und allene
dat_de tüge nicht beseten weren, tho Hamborch, doch sede
de Rath, dat idt in de_wahrheit so_were, dat Er Heine
in den thorn gesettet_ward, do was he der Sake witligkeit
thosagende, bleven bi der tügen vorschreven, allein
dat Heine Brands dem Rade des nicht_tostehen wolle

S.7.

von_den 60 personen vorschreven, Hirup begehre de Rath
und Heine Brands vorschreven, dat de 60 personen
ehrgenanndt tho sick nehmen wolden, und de vorschreven
schelling twischen ehn in fründschop tho_endende und tho
vligende, dat_de 60 personen do_annafreden, und de
Rath_und Heine bleven do_de_vorschreven sake gantzlich bej
den 60 personen, anes fründliken endes twuschen_ehre
darover tho verwannende, dar_do desülven 60 personen
den Rath_und Heine Brands in beiden siden fründ=
liker na ehrer beider willen immer entwei spreken nd
vereinaden tho_enen gantzen ende.

Vortmehr, Umme allen unwilen wegtholeggende, und umb
gude fründlike eindracht tho hebbende, efft Gott wil, in
düße Stadt, so hebben de ehrgenannten 60 personen
von ehrer und der_gantzen mannheit wegen tho Hamborch

sich fründtliken verdragen mit dem Rade, umme de stücke und *articul* hierna geschreven.

Thom ersten, were it, dat_nunmehr in thokommende 1)
tijden dem Rade up gennige börger, arm oder rike,
in düßer Stat ichtes wes schelede dem schole_man apen=
bahr tho spreken vor_dem Rade efte vor_gerichte, und was ehm
dar ordel und Recht_gifft ds schole he geneten undt
entgelden, na gnaden, uthgenommen doetschlag und wunden
duffte, edder alsolike stücke und saken, dar ein billig

S.8

eener borgen neenen geneten mach, up det idt recht is,
blive bij eller wohnhait in siner macht, und hierup willen
dem Rade de borger, na aller redligkeit bij ständig
wesen.

Vortmehr, dat nene uth dem ollen Rade tho Lübeck mit [2)]
ehren fründen und parteien, de_umb ehrentwilen uthge=
togen sind, nicht liden schole in düßer Stadt, in ehre
friheiden, und gebeden, alledwile idt steit, else idt noch
steit.

Vortmehr, datmer mit dem nien Rade und der Stadt [3)]
Lübeck eendracht, und fründschap solde schollen, und dem
Rath und börger tho Lübeck, der ehren und ehr gudten
fordern scholl, und ehr hiruth geven und uthverlöven

schale von gude, wes eene hier entbehren mach, alsofern
also si dem Rade_und den börgern tho Hamborg und
den ehren des gliken wedder dohn, und mit ehre holden
also vorschreven is.

Vortmehr, sind mit dem Rade de börger insgeworden [4)]
were idt, dat_de von Lübeck bij der gemeenen Hanse=
Steden eendrachtig uthgelecht_worden, so schölen wi so
uthgelechtennde holden, und bi der gemeenen Hanse Steden
bliven, men wehret, dat dem Rade underdes ichtes
hartlikes wedderfahe von der sake wegen, eth were von
geestliken edder wertliken richter, dar wil de Rath
inichtane dohn nach schluten so wilen dat_rasten

S.9

den börgern tho kennende geven, unde wilen dat_na
ehren rade doen und holden wes ehnen dünckte det der
ehre deene, nüttest_gedehe efft gelaten sij.

Vortmehr, dat sick de Rath tho Hamborg mit denen [5)]
brurende beivehren schöllen in der besten wise alß se
können datmer gut beer brure, und dat de nen nicht
mehr brure, also de ander, he wohne wor he wohne in
dißer Stadt, wannehr de Rath den_ohrloff tho giff, und
wes de herrn hierne rahmen umb des gemeenen besten
wilen, tho_nutte dißer Stadt, dar wilen de borger_den
Rade gerne folghaftig inne wesen, mit aller_redlig=

keit, wie dene det düßer Stadt dor_grot macht inne
licht.

Vortmehr, So en schole de Rath eenen apenbahren krieg 6)
antasten, so schölent erst den börgeren tho kennende
geven.

Vortmehr, sind de börger eins geworden, mit den Rade umme 7)
dat Schatt, also detmer geven schole tho vorschate achte
schilling, und eene penning van de mark sülvers, also
men in vortiden dede, ehr Ritzbüttel gewonnen wardt
were idt averst, dat_der Stadt apenbahr krieg, edder
andre schwere koste anfallen, dat_schole de Rath den bör=
gern witlick dohn, kömme eth der de Rath_und börger
kennen, dat_det gemeene gut alsodene last und
alsulke kost nicht_vermag tho_donnde so schölen de

S.10

Rath und borger darumme vordragen, dat de Stadt_von also=
derer last und kosten nicht thoachterblive.

8) Vortmehr, is overeengedragen, det de Rath de Engellands=
fahrer reise schole helpen besorgen, dat se wedder komm bij
nehringe, und ehre olde wohnheide, ehre schepe eendrachtig
liken tho hürende und tho ladende, und eendrachtigliken tho
segelnde, dat de Engellandsfahrerne neen unrechtlick wed=
derstolen schee, wor se_ehre schepe_und reise endrachtig=

like_upgenomen hebben, dat schölen se dem Rade kündigen
und weret averst sake, dat_ohne jemand unredelik
wedderstele dede, dat schole der Rath richten und kören
in suliker_mathe, dat des neen behoft mehr_an sij, Und de
Engellandsfahrer schölen so_vele schepe huren, dat se eenen
jeweliken_unser börger, und ehre gesellen, und ehr_gute
anhalen mögen, Derher to tijden tho seggen unvorsünden
achte dage vor der hüring, efter_achte dage na der hüringe.

9) Vortmehr, wo düßer Stadt_apenbahr krieg entsacht würde
Der fiende nahmen schole_man apenbahr in Schriften
vor dem Rathhuse den börgern tho kennende geven, des=
geliken schole men ook det schreven, wor de Vede aff=
gedohn wendt.

10) Vortmehr, Schale de Rath_nemand leiden in düßer
Stadt_vor börger schuld uthgenommen uthgenommen
Fürsten, Landesherren, und Sendeboden der Herren

S.11

efte der Stede, und de se den mit sik hebben, man
weret, dat de Rath dorch noth und nuttigkeit wilen
düßer Stadt jemande ledde, det scholeman den Schul=
derer kündigen, up dat sik de börgere vor_unrechtenen
anfange desto beth bewahren mögen, wenne averst in
vortiden leide gegewen is, under der Stadt segel, also den
Fresen, dat schole_in siner macht bliven.

Vortmehr Dat sik de Rath_mit der_münste bekümmern 11)
schole, in der besten wise se könne und mögen.

Vortmehr, dat de Rath nene eigene lüde uthgeve, men wer 12)
se anspreken wil, dat de hier tho Hamborch ungeleidet kam,
und spreke se_an mit rechte, und wes ehme det recht giff
dat_se det_geve und nehme.

Vortmehr, weret, dat_gening uth dem Rade mit einem borger 13)
edder genig börger mit enem uth dem Rade umme scheling
vor_dem Rade efte gericht káme, de sake schole_men mit
dem_ersten vornehmen, und der_wil sick de Rath truwelike
mede bekümmern, dat_de sake in fr ü ndschop efte rechte tho
schleten und gendiget werde, alß men eesten kann und mag
und darna_eene itliker von unsern börger ook tho for=
dernde, alßmen eesten kan, ock wil de Rath de Vor=
spraken gerne berichten, dat se_unredliklike tögering nicht
vornehmen schölen.

S.12

14) Vortmehr, leten de 60 personen sondergen de veer Borge=
meister tho sick eschen, und geven ehnen tho_erkennende,
wo de börger up ichtes welke personen in de Rath settende
mannigerlei unwillen hadden, umme gebrechs wilen dat
ehne von der sülven personen in de Rade vaken wedder=
fahren was, det_de gemeene borger, de tho den tyden, en=
ander tho richtende, doch umme ehre wilen düßer Stadt

und umme des gemeenen besten wilen, so avergeven, dat desülven 60 personen von der_gemeenhet wegen worden des mit den Borgemeestern eens, dat de Rath dat sülven under sik rechtferdigen, und regeren scholden, dat des nu und in tokomende tijden nicht_mehren schege, dat_de Borgemeister_do_also annahmen tho donde.

15) Vortmehr, So worven de 60 personen thon Rade, von der Meenheit wegen, dat_de Rath_etlike personen, de von der Stadt deensten weren uth dem deenste laten scholden umme manniges gebreekes willen, darmede se den borgern tho_unwillen weren, besondergen dat_den börgern duchte dat_de_sülve personen von den borgern und von dene ge=meener gude mehr genaten hadden wan_ehr_rechte lohn to=sede, und det_de Rath mit den derer also schickende, efte se wes fürder genaten hebben von gaven, won vor=meden, edder_anders in_gennigerlei wise, dat se billiken von den borgern nicht nehmen scholden, dat idt wedder=kome bi det gemeene gut, und begehren fort, dat

S.13

se idt na düßen tiden also besorgen, dat den börgern von ehren denern des neen noth mehr_en si, dat de Rath also thogelaten hefft.

Vortmehr, wannehe de Rath keen börger werft hören wil, det se denne den borgern dat kündigen lathen

16)

up dat_ein itlick möge sines werves wahrnehmen
na dene det düße Stadt_up schwerer naring e steit.

Vortmehr begeharden de gemeenen börger, dat men den
armen seken lüden up den stige tho S. Jürgen geve
twee in de weken, also des Middelwekens und des Son=
navends alle det brodt, dat_mit dem korve gebeden
werdt in der Stadt_up de twe vorschreven dage, undt
were eth, detmehr brodes in der waten geeden werde
wer de korvstdreger in den korven dregen könde, det
men det_densülven armen lüden up dem stige ook
geve, und detmer den vorbbenamden seken lüden det
brodt_up de twe verschreven dage gantzlichen anthwere
unde der lüden, effte in ehre herberge, edder_wor
se dat_hebben willen, und detmer det brodt ook
anders neegen indrage edder bestedigede, unde were
idt det ein arme seke minsche worde gebeden up
den stig, datmen nenerlei geld von ehme nehme
und late det bij olde wohnheit, und oft men in
Memorien, in Testamente, edder anderer wise wes
tho_ehrer behoft gegewen ist, edder in tho kommende

S.14

tyde gegeben werdt, dat men det ahne sunder ver=
ringerung folgen late.

18) Vortmehr, so is den borgern tho wetende worden von der

Prövner wegen tho S. Jürgen, also_nimmer de spise, de men ehne plach tho gevende in vortyden, und umb dat brodt; detmehr uth der Stadt quam, dat_ehen dat_nu also_nicht-werdt, des bidde de börgere, det_men de geve dat_vorstehe unde verwahre, dartho hebbe, dat mer den armen seken ehne prövene mit grönen richten, und mit ehren thobehöringen also wede lathe, also_men idt in vortiden oldinges gegeben hefft.

19) Vortmehr, weret det_gening fürste, landesherr; Ridder edder Knappe, oder_gening ander Mann buten dißer Stadt up-geningen börger inwillen hedde, und aver ehne klagede, den börger schole de Rath truwlicken verbidden, helpe de vorbiddinge nicht, so schole de Rath den börger tho rechte verbede, und vören ehne tho legeleken dagen, und helpen ehme deraft in der_besten wise se können.

20) Vormehr begehre de sostich personen, dat_de Rath der Stadt friheit buten und binnen dißer_Stadt nichtmehren bekümmerden, sonder_der borger Vul= bordt, den wil de Rath na dußer tijt also_gerne folgen.

S.15

Aller Vorschreven stücke unde sake werden geschleten und geschleten twischen dem Rath und den Börgern up

den Rathhuse by der_ehegenandten 60 personen vorbe=
namet up *Sixtus* dag, also det_aller inwille von des
Raths und borger wegen, eth sy von seggeworden, edder
von-geninger ander saken upgestehe scholl_hiemedo
fründlicker geschlaten, und beigeleget wesen, undt
nemand schole mehr seggendes hören, idt en si, det_he
des bestandt hebbe, welk oft genniger_handt
wat_efft stück gefallen, effte geschehen sind, so sind
wor se sind, der genige verdechniße ane wesen möchte
von dem Rade gegen börgere, edder_von den börgern
gegen den Rath sämptliken edder_besondern, beth up
dißer dag, der soll_nemand mit arge gedencken, tho
nigen tijden, men de schölen gentslicke dodt_undt
machtloß wesen, unde hierup scholl_alle dag stehe twischen
den Rade_mid den börgern, in fründlicke und
guder_eendracht tho_ewigen tyden.

Und wi, Borgemeister und Rathmann der Stadt
Hamborch ehegenandt loven vor Uns und unsern Na=
kömlingen börgern alle vorgeschrevene *articul* sampt und ein
is lick besondern stede unverbraken tho hol=
dende, tho_nuttigkeit der börger, ohne alle ~~xxx~~ arg
und ge xxx list.

In ohrkunde und dechniße der_vorgeschreven *articul*
hebben wi; Borgemeister_und Rathmann der Stadt

S.16

Hamborch vehr besegelt mit unser |^{Stadt} gröttesten anhangenden
insegeln, ludende von worden tho worden, de_ene also
de_andere, also wi de hebben utherliken verhören laten
düßer breve hebben wi unser borgern ein jeglichen Carspel
in unser Stadtgemeine geantwortet; de_geven und schreven
sind na *Christi* Unses herrn gebordt veertheinhundert und
teen jahre, an Sunte *Laurentiis* avende des hilligen Marte=
lers:

S.17

Hamborch

düßer

in unser

sind

??rs: